

令和7年度茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託 にかかる企画提案の公募に関する説明書

令和7年2月17日に公告した令和7年度茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託の公募及び契約の締結等にあたり必要な手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

令和7年2月17日

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託

(2) 業務の目的

産業廃棄物処理業許可申請等受付業務の一部を外部委託することにより、事務処理の効率化や処理期間の短縮化を図り、産業廃棄物処理に関する適正処理の指導強化を図ることを目的として実施する。

(3) 業務の内容

別紙「令和7年度茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託仕様書」を参照のこと。

(4) 見積限度額

金19,208,640円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。（予定価格は別途定める。）

(5) 委託期間（予定期間を含む）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有すること。または、資格がない場合であっても、本公告に示す業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (8) 当該業務を円滑に遂行するために必要な人員や、資金等の経営基盤を有する者であること。

3 プロポーザルに関する質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

質疑・回答書（別紙）により、FAX又は電子メールで提出するものとする。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(2) 質疑受付期間

令和7年2月17日(月)から2月27日(木)午後5時までとする。

(3) 提出先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3033 電子メール haitai3@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 回答方法

回答は、令和7年2月28日(金)午後5時までに電子メールにより回答する。

なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加または修正とみなす。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を電子メール又は郵送（書留郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。）により提出すること。

(2) 提出書類

電子メールによる提出の場合は以下の提出書類一式をデータで提出すること。

郵送による提出の場合は以下に示す必要部数を提出すること。

- | | | |
|-------------------------|-------|----|
| ① プロポーザル参加申込書 | (様式1) | 1部 |
| ② 誓約書 | (様式2) | 1部 |
| ③ 応募者概要書 | (様式3) | 1部 |
| ④ 企画提案書 | (様式4) | 5部 |
| ⑤ その他業務従事者が有する資格等が分かる書類 | | 1部 |

(3) 提出先

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3033 電子メール haitai3@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 提出期限

令和7年3月3日(月)まで

なお、電子メールの場合は令和7年3月3日(月)午後5時までに到着したものを有効とし、郵送の場合は、令和7年3月3日(月)までに到着したものを有効とする。

5 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

ア 提出された企画提案書に基づき、下記(2)の評価基準により担当部局内に設置した審査委員会において審査を行う。

イ 企画提案書に関連し、県がヒアリングの必要性を認めた場合には、必要事項について別途通知するとともに、県が定めた日程でヒアリングを実施する。

ウ 採否については、決定後速やかに通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 評価基準

内容の妥当性 (申請等受付業務)	<ul style="list-style-type: none">・受託業務の実施計画は県の業務と連携がとれる内容か。・県への信頼性を損なうような計画となっていないか。・事務の手順は妥当か。無理な計画となっていないか。
専門性・適格性 (業務の遂行能力)	<ul style="list-style-type: none">・必要な知識や経験を有する人材を十分確保できるか。 (廃棄物処理法令等に精通し、申請書類に関する取扱いの経験は十分あるか)
業務の実施体制 (企画・運営能力)	<ul style="list-style-type: none">・業務を効果的・効率的に執行できる体制を有しているか。・コンプライアンスについて適切な体制が整っているか。・個人情報適切に管理・保護されるか。・トラブル発生時の対応は適切か。

6 その他の留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否は要とする。
- (3) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。
また、提出書類は返却しない。
- (4) プロポーザルの審査内容に関しては、一切公表しない。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。
- (7) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当すると県が判断するときは、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。
- (8) 当該調達に係る令和7年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合はこの公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。